

民間企業が独自の水路測量を行う場合は？

水路測量には、国や地方公共団体等が公的経費を用いて行うものや民間企業が独自に行うものがあります。

例えば、民間企業が新しく専用岸壁を造って船を入港させようとする場合、岸壁付近で水路測量を行っただけでは船が安全に入港することはできません。その情報が海図に記載されてはじめて入港が可能になるのです。

海上保安庁では、民間企業が独自に行う水路測量に海上保安庁職員を立会わせて技術指導を行い、その成果を審査することで安全を保証した情報を海図に記載しています。

このため水路業務法第26条に基づく受託業務の手続きが必要になります。

受託業務に伴う海洋情報部職員の派遣は、委託者負担の原則により有償となっております。

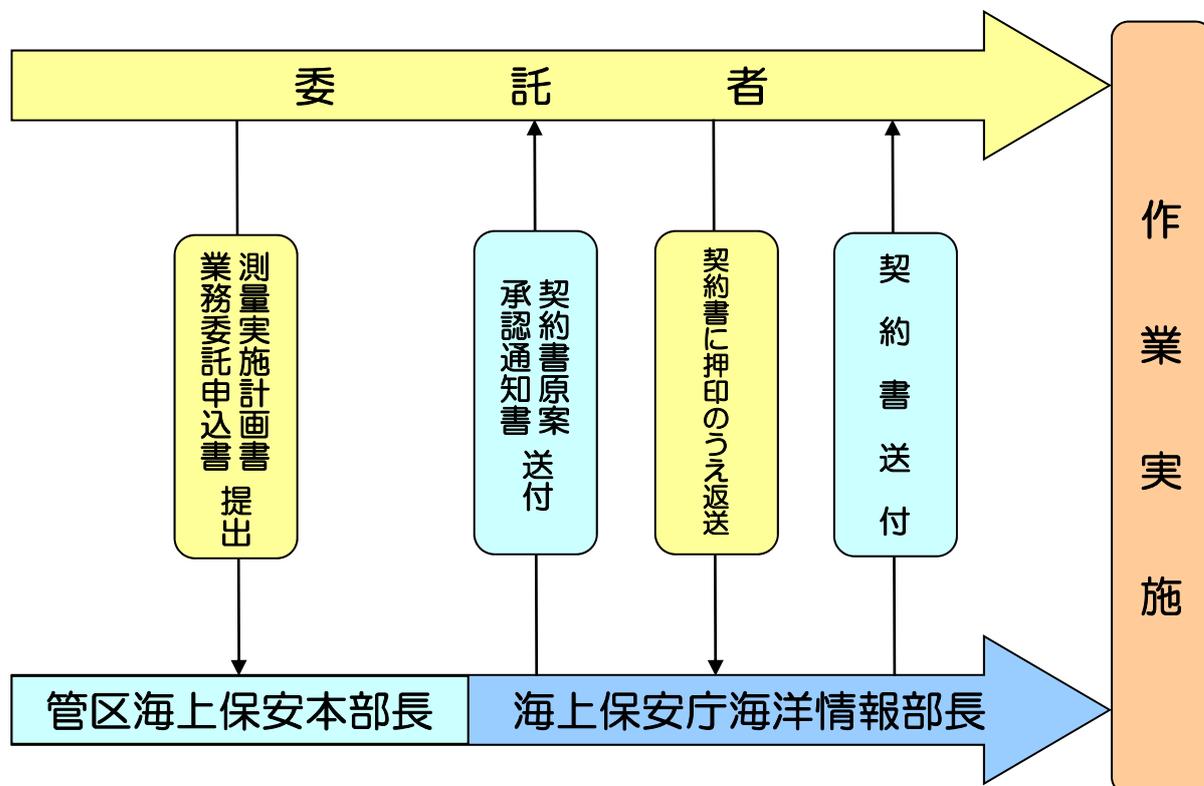
業務委託の手続きについて

業務を海上保安庁に委託しようとする際は、業務委託申込書、測量実施計画書等の書類を、水路測量を実施する区域を管轄する管区海上保安本部の長を経由して海上保安庁長官に申し込む必要があります。

業務委託の申込者が代表者でない場合は、委任状が必要となります。委任状の様式等詳細な手続きについては、最寄りの管区海上保安本部海洋情報部又は海上保安庁海洋情報部に早めにご相談下さい。

それぞれのケースに応じて、適切なアドバイスをいたします。

業務委託申込み手続き (水路業務法第26条)



※業務委託申込書を受領後、承認、周知期間を含め、概ね40日程度かかります。

事後処理

